

はじめに

日本助産評価機構（以下：本機構という）は、助産教育および助産実践の質の向上をはかり、社会における助産ケアの質がより一層向上し、ひいては母子保健・福祉の向上に寄与することを目的として設立した団体である。

創設は、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により2007年1月17日に特定非営利活動法人として発足し、その後2014年12月に、さらなる社会貢献を果たすために一般財団法人日本助産評価機構に組織変更をし、支持母体として公益社団法人日本看護協会を加え今日に至っている。助産師を育成する助産教育に関する「固有の評価基準」を持つ団体として2008年（平成20年）に文部科学省から「専門職大学院のうち助産分野の評価を行う認証評価機関」の認証を得て活動している。

認証評価には、機関別認証評価と専門分野別認証評価とがあり、本機構は後者を担う。

認証評価制度の目的は、評価結果を公表することにより、大学・短期大学・高等専門学校・専門職大学院が社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善することを促し、教育研究活動等の質を向上させることである。

専門分野別評価は、欧米を中心に国際的な潮流になっており、わが国においても国際社会の一員として必要不可欠なものとなりつつある。国際助産師連盟は、助産師教育の世界基準（2010）を定め、質の高い、エビデンスに基づく医療サービスを女性、新生児、家族のために提供するために、十分に資格がある助産師を育成することによって、世界中の助産師を強化することにつながると謳っている。

わが国の助産師教育は多様な形態をとり、専修学校・専門学校・短期大学専攻科・大学・大学専攻科・大学院等で展開されている。専門分野別認証評価の受審義務はないが、公正・中立な第三者機関による専門的・客観的立場からの評価を受けることは、よりよい教育を実施・評価・改善していくという好循環をつくる。

本年度も、助産専修学校/専門学校教育機関の受審申請を受け、第三者評価を実施することができた。評価結果をここに公表することによりより一層、社会のニーズに沿った助産教育の改善や質の向上に資することができると確信するものである。

最後になるが、2015（平成27年度）の評価事業にご協力をいただいた評価員をはじめ関係各位に、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

平成28年3月31日
一般財団法人 日本助産評価機構
理事長 堀内 成子

目 次

はじめに

I	専修学校／専門学校第三者評価の概要	1
II	対象専修学校／専門学校の現況及び特徴	8
III	専修学校／専門学校に対する第三者評価結果	9
IV	専修学校／専門学校の各基準における評価結果	13
	第1章 教育の目的	13
	第2章 教育課程	15
	第3章 入学者選抜	23
	第4章 学生への支援体制	25
	第5章 教員組織	27
	第6章 施設・設備および図書館等	29
	第7章 管理・運営	31
	第8章 情報の公開・説明責任	32

	愛仁会看護助産専門学校助産学科に対する第三者評価スケジュール	33
--	--------------------------------	----

	愛仁会看護助産専門学校助産学科提出資料一覧	34
--	-----------------------	----

資料

1.	平成27年度 専修学校／専門学校評価関連委員会等名簿	36
2.	専修学校／専門学校第三者評価の評価基準	41

I 専修学校／専門学校第三者評価の概要

1 日本助産評価機構の沿革

日本助産評価機構（以下、「本機構」という。）は、2006（平成18）年8月に助産実践及び教育の認証評価に関する事業を行うことで、助産実践及び教育の質の向上と利用者の選択の利便を支援し、その成果を助産教育機関・実践助産師・一般市民に情報開示し、社会における助産サービスの質がより一層向上し、ひいては母子の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、公益社団法人日本助産師会、公益社団法人全国助産師教育協議会、一般社団法人日本助産学会の3団体の発起により設立され、2007（平成19）年1月17日に成立した特定非営利活動法人です。

一方、前出の3団体では、それぞれが助産実践に深く関わる専門職教育の評価システムの観点から、具体的な評価のあり方について調査・研究を行っており、その結果、様々な教育課程に適応できる多面的な評価システムを構築し、各教育機関の規模や多様性に対応でき、柔軟かつ弾力的な評価システムに基づく、助産教育の認証評価が必要であるとの見解から、様々な助産教育評価に係る活動も行っていました。

本機構は、助産専門職大学院の認証評価機関となるべく組織体制づくりや評価基準の検討を重ね、2007（平成19）年12月に文部科学大臣に助産専門職大学院の認証評価機関として申請し、2008（平成20）年4月8日付で、認証評価機関として認証されました。その後、2009年（平成21）年に、天使大学専門職大学院の認証評価を行いました。2010（平成22）年より、実践施設としての助産所の認証評価を開始しました。

さらなる認証評価事業の拡大を目指し、2014年（平成26）年に一般財団法人日本助産評価機構を設立しました。

2015年（平成27）年に助産実践能力習熟段階(クリニカルラダー)レベルⅢの個人認証を開始しました。

2 認証評価の目的

本機構は、専修学校／専門学校からの求めに応じて認証評価を実施します。その目的は、日本の専修学校／専門学校における教育水準の維持および向上を図ると共に、当該専修学校／専門学校の個性的で多様な教育の発展に資することにあります。そのために、本機構が定める評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、次のことを実施します。

- 1) 専修学校／専門学校の教育活動等の質の保証と向上を図るため、専修学校／専門学校を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定を行います。
- 2) 当該専修学校／専門学校の教育活動等の改善に役立てるため、教育活動等について関連する助産教育関係者および助産職能団体役員、有識者等を加えた多面的な評価を実施し、評価結果を当該専修学校／専門学校にフィードバックします。
- 3) 専修学校／専門学校における人材育成について、広く国民の理解と支持を得られるよう教育活動等の状況を明らかにし、それを広く社会に示し、説明責任を果たす役割を

担います。

3 認証評価の特徴

本機構が実施する専修学校／専門学校認証評価には、以下のような特徴があります。

- 1) 本機構が行う専修学校／専門学校の認証評価は、専修学校／専門学校の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な教育の発展に資することを目的として行います。
- 2) 本機構の定める「専修学校／専門学校評価基準」は、8章からなる37の「基準」及び、基準に係る細則・解釈・定義等の35「解釈指針」で構成され、専修学校／専門学校として満たすことが必要と考えられる要件及び当該専修学校／専門学校の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を設定しています。
- 3) 評価方法については、本機構の定める「専修学校／専門学校評価基準」に則した自己点検評価報告書に基づき、書面調査（自己点検評価報告書の分析）及び現地調査により実施します。
- 4) 評価結果については、専修学校／専門学校評価基準に「適合している」、「適合していない」の2区分で判断します。評価基準に「適合している」と認めるには、各基準がすべて満たされていなければなりません。「適合していない」場合は、適合しない理由に対する改善報告書の提出を求めます。

4 認証評価手数料

専修学校／専門学校の認証評価手数料は、下記のとおりです。

<評価手数料 700,000 円（消費税込）>

（現地調査に伴う評価員3人の旅費・宿泊費は別途受審校での負担となります。）

また、本機構は、評価に関して対象専修学校／専門学校の負担する評価手数料の詳細について、別に「専修学校／専門学校認証評価手数料に関する規定」（規定参照）に定めています。

5 認証評価の組織体制

本機構の認証評価に係る組織体制は、認証評価評議会、評価委員会とその下に置かれる評価チーム、評価結果に対する対象専修学校／専門学校からの異議申し立ての採否を審議する異議審査委員会によって構成されています。

認証評価評議会は、本機構の理事会が選任した認証評価評議会評議員9名（助産教育に従事する教員3名、実践に従事する助産師3名、一般有識者3名）により構成され、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項決定のほか、評価報告書（原案）に対する評価対象からの意見の申し立ての採否を決定し、必要があるときには評価報告書（原案）の修正を行います。

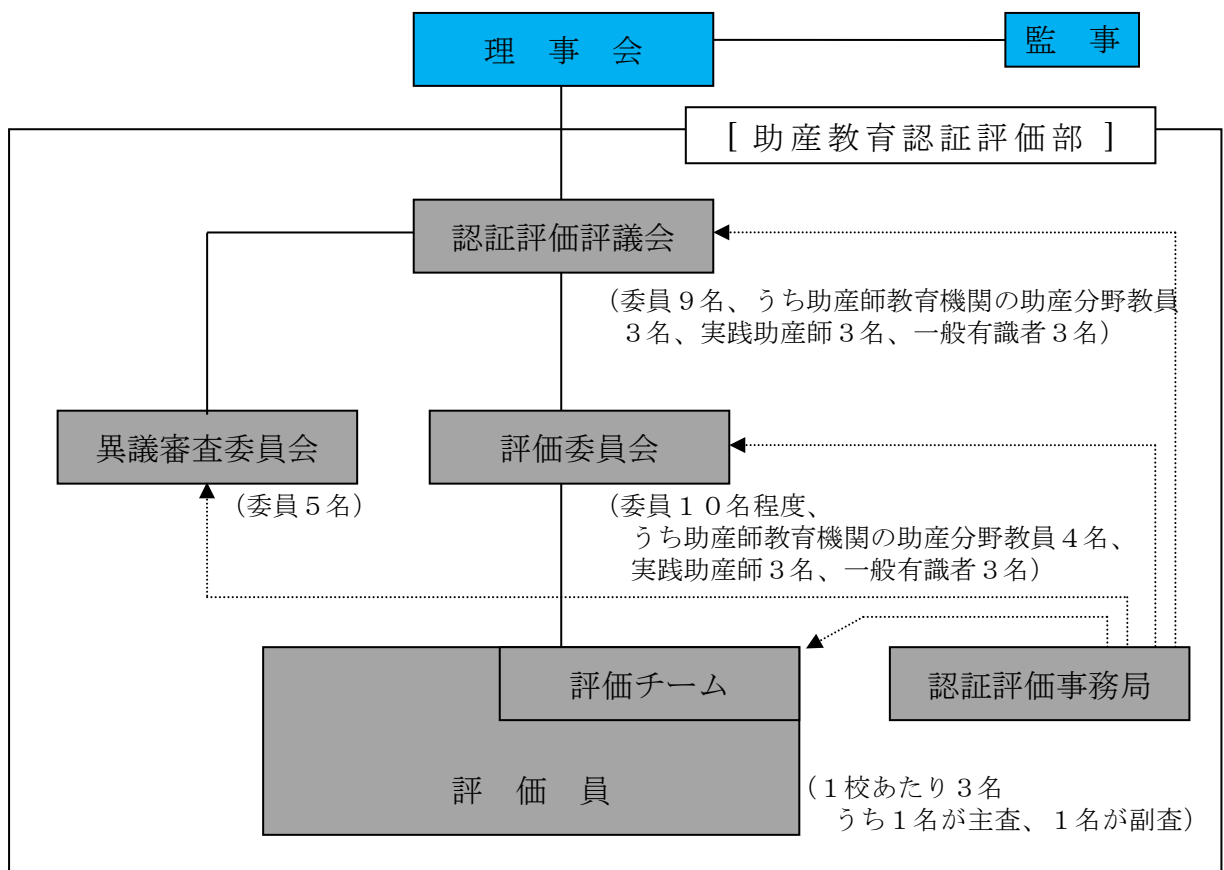
評価委員会は、認証評価評議会の選任した評価委員10名程度（大学及び大学院等助産分野の専任教員4名程度、実践に従事する助産師3名程度、一般有識者3名程度を原則とする）により構成され、調査報告書（案2）の検討、および認証評価事業の実施に関する事項を決定します。

評価チームは、評価委員会が評価対象毎に選任した評価員により構成され、構成人数は原則として3名とし、2名は助産分野の専任教員とし、1名は助産師であって教育研究活動に識見を有する者あるいは助産領域の実践者とします。その内1名は主査とし、1名を副査とします。評価チームは、評価対象専修学校／専門学校の自己点検評価報告書その他の資料の書面調査を行い、調査報告書（案1）にまとめ、対象専修学校／専門学校に質問事項とともに送付します。その後、現地調査を実施し、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成し、評価委員会に提出します。評価委員会を経て、評価報告書（原案）を作成し、認証評価評議会へ提出します。その後、認証評価評議会の承認を得て、最終的に評価報告書をまとめます。

異議審査委員会は、認証評価評議会の選任した異議審査委員5名で構成され、異議審査委員のうち3名は助産師教育機関助産分野の専任教員、実践に従事する助産師、有識者とし、2名は本機構の副理事長および監事とします。異議審査委員会は、評価報告書に対し、評価対象から出された異議の申し立てがなされた場合、その異議についての審査を付託され、異議審査の結果を認証評価評議会へ提出します。

事務局は、評価委員会が任命した事務局長および所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理します。

認証評価のための組織体制図



6 認証評価のプロセスとスケジュール

本機構の認証評価は、専修学校／専門学校を受審申請をもって評価を行います。おおむね次ページに記載の「専修学校／専門学校認証評価スケジュール」に準じて行います。

1) 対象専修学校／専門学校による自己点検評価報告書の作成

本機構の認証評価を受けようとする専修学校／専門学校は、機構が要請する自己点検評価項目を中心に自己点検評価を実施し、その結果をまとめた自己点検評価報告書及び基礎データ表、添付資料を指定期日までに機構に提出します。

2) 書面調査

評価チームは、自己点検評価報告書を分析・検討し、その結果を調査報告書（案1）にまとめ、対象専修学校／専門学校へ質問事項と共に送付し、対象専修学校／専門学校はそれに対する見解や質問事項への回答を機構に提出します。

3) 現地調査

原則として3名の評価員からなる評価チームが現地調査を行い、自己点検評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（案2）を作成します。

4) 評価報告書（原案）の作成

評価委員会は、評価チームによる調査報告書（案2）、自己点検評価報告書、関連資料に基づき、評価を行います。その意見を受けて、評価チームは評価報告書（原案）を作成し、対象専修学校／専門学校に送付して意見を求めます。意見の申し立てがあれば、意見を検討し評価委員会として評価報告書に反映させます。

5) 認証評価結果の対象専修学校／専門学校への通知

認証評価結果は、対象専修学校／専門学校から評価報告書（原案）について意見の申し立てがなかったとき、もしくは、意見の申し立てがなされた場合、それに関する本機構が別途定める手続が終了したとき、認証評価評議会により確定します。確定した評価報告書は、対象専修学校／専門学校に送付すると共に、社会に対して公表します。

6) 評価報告書に対する異議申立

評価報告書に異議を申し立てる場合は、評価報告書の公表後、速やかに、様式14を事務局に提出します。提出された、異議申し立ては異議審査委員会で審査されます。

7) 評価結果に対する専修学校／専門学校の対応（改善報告書の作成）

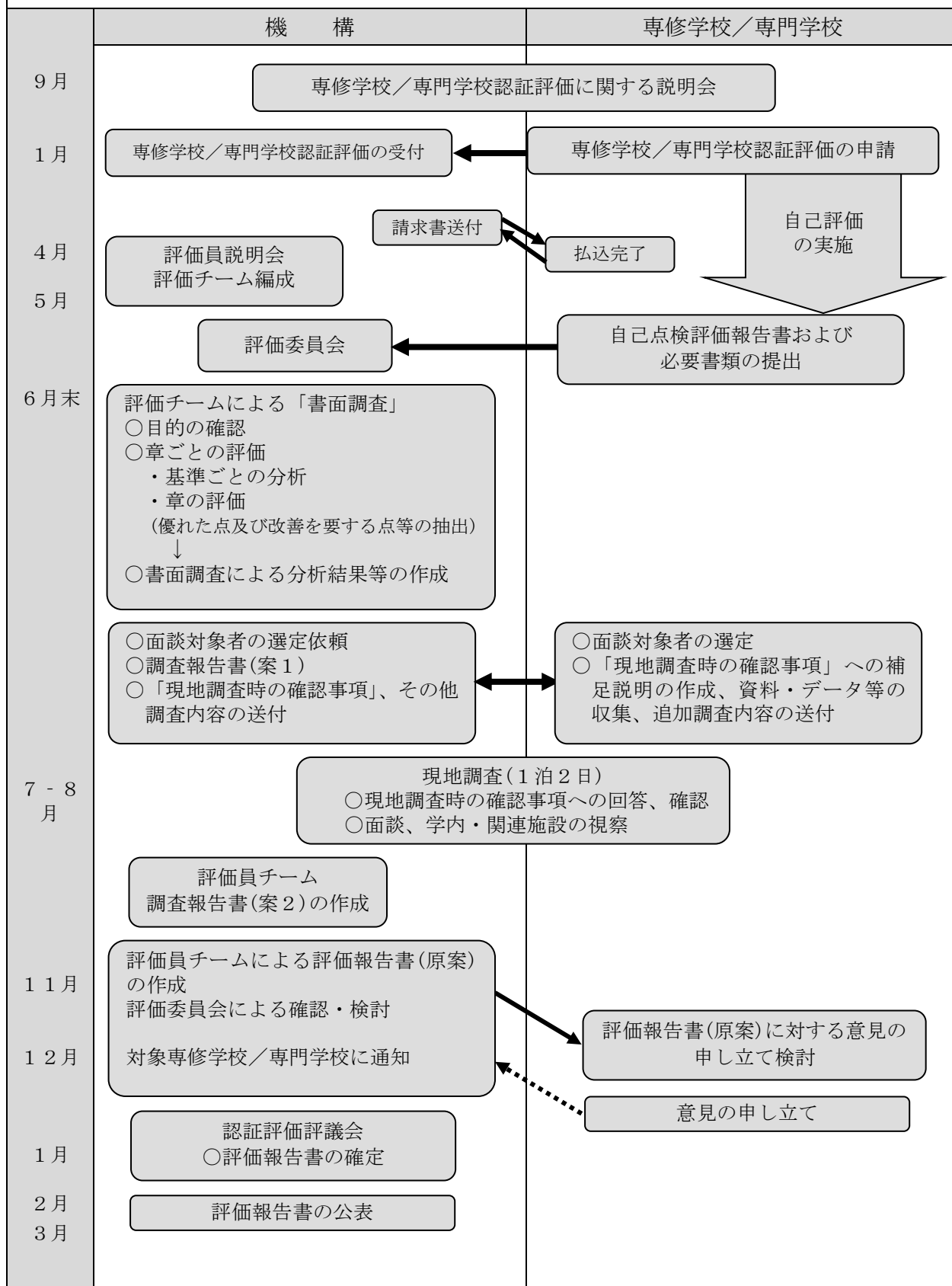
対象専修学校／専門学校は、「評価報告書」に「勧告」及び「改善を要する点」が付されていた場合は、指定された期日までに「勧告」及び「改善を要する点」についての「改善報告書」を機構に提出しなければなりません。また、対象専修学校／専門学校は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を機構に通知することになります。機構は、通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該専修学校／専門学校の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

8) 年次報告書

対象専修学校／専門学校は、教員組織、収容定員及び在籍者数、教育課程及び教育方法、修了者の進路及び活動状況等、機構が指定した事項についての年次報告書を機構に提出することになります（様式10）。

専修学校／専門学校認証評価スケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



7 認証評価における評価基準と評価項目

1) 評価基準の性質および機能

- ① 評価基準は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条即ち助産師学校養成所指定基準ならびに看護師等養成所の運営に関する指導要領第1から第8に基づいて策定されたものです。
- ② 評価基準は、公益社団法人日本助産師会の「助産師の声明」に定める助産師の理念に基づき、正常な出産の支援、女性のライフステージに応じた健康支援、家族を含めた地域母子保健活動を自立して実践し、これらの活動を行うための管理調整ができる高度な助産専門職の教育活動等を評価するために策定されたものです。
- ③ この評価基準は、①を踏まえて、本機構が専修学校／専門学校の教育・研究活動等が評価基準に適合している旨の適格認定を行う際に、専修学校／専門学校に必要と考える要件および対象専修学校／専門学校の目的に照らして、教育・研究活動等を分析・判断するために定めたものです。

2) 評価基準の表現方法

評価基準の表現方法は、その内容により、次の2つに分類されます。

- ① 専修学校／専門学校において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ② 専修学校／専門学校において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。努力義務を指す。

例 「・・・に努めていること。」等

3) 解釈指針の表現方法

解釈指針は各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定したものであり、その内容により、次の3つに分類されます。

- ① 専修学校／専門学校において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等

- ② 専修学校／専門学校において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められるもの。

例 「・・・に努めていること。」等

- ③ 専修学校／専門学校において、定められた内容が実施されていれば、「優れている」と判断されるもの。

例 「・・・が望ましい。」等

4) 適格認定

- ① 適格認定は、本機構が評価の結果、専修学校／専門学校が評価基準に適合していると認められた場合に与えられます。
- ② 評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければなりません。
- ③ 各基準を満たすためには、上記3) 解釈指針の表現方法の①及び②が満たされていなければなりません。

8 評価結果の構成

専修学校／専門学校に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 認証評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 専修学校／専門学校の各評価基準における評価結果」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」には、対象専修学校／専門学校が、「専修学校／専門学校評価基準」に適合しているか否かを記します。

「Ⅱ 総評」には、対象専修学校／専門学校の理念・目的ならびに教育目標とその明示、周知方法、教育目標の検証、対象専修学校／専門学校の優れた点および改善を要する点を評価基準の章ごとに記します。

「Ⅲ 専修学校／専門学校の各評価基準における評価結果」は、「専修学校／専門学校評価基準」の37の評価基準それぞれに対する「根拠」、「評価結果」、「長所」および「改善を要する点等」で構成されています。

「根拠」は、各評価基準に対する評価の根拠になる事実を記します。

「評価結果」は、適合しているか否かを記します。

「長所」は、専修学校／専門学校評価基準を満たし、他の専修学校／専門学校の手本になるような優れた点を示します。

「改善を要する点」は、評価基準に対して、最低限必要な水準には到達しているが、より一層改善努力を促すために提示するものです。

9 認定証及び認定マーク

認証評価の結果、本機構の専修学校／専門学校評価基準に適合していると認定された学校には認定証が交付されます。認定機関が明記された認定マークも発行されます。この認定マークを専修学校／専門学校案内やパンフレットなどの刊行物やホームページに掲載することで、常に自己点検評価に取り組んでいること、そして社会に対して専修学校／専門学校の質を保証していることの象徴となることを目指しています。



Ⅱ 対象専修学校／専門学校の現況および特徴

1. 現況

1) 専修学校／専門学校名

愛仁会看護助産専門学校

2) 所在地

〒569-1115

大阪府高槻市古曾部町1丁目3番33号

3) 学生数及び教員数

学生数 定員 20 名、現在 20 名

教員数 専任 5 名、非常勤 21 名

2. 特徴

愛仁会看護助産専門学校は、1980年(昭和55年)社会医療法人愛仁会を母体に愛仁会看護専門学校として看護婦養成課程を30名定員で設立され、1984年(昭和59年)定員を40名に増員した。その後、当法人を含めた大阪北部(北摂地区)における助産婦不足という地域の要請に応えるため、1997年(平成9年)助産婦養成課程を定員15名で開設し、愛仁会看護助産専門学校に名称変更した。さらに、母体である法人施設の拡大・多角化に伴い、2010年(平成22年)に学校の大型化・新築移転を決定し、2013年(平成25年)4月より助産学科20名、看護学科80名と学生定員を増加し、現在の形となっている。

社会医療法人愛仁会を母体とする愛仁会グループは、高機能急性期病院、リハビリ専門病院、療養型病院、腎臓・透析クリニック、総合健康センター、介護老人保健施設、介護付有料法人ホーム、訪問看護ステーション、デイサービスセンター、地域包括支援センター、ケアプランセンター、ヘルパーステーション、検査センターならびに保育園や多機能事業所等を所有し、保健・医療・介護・福祉を包括した総合的地域医療に取り組んでいる。特に愛仁会高槻病院・千船病院は、大阪府北部の周産期医療の中核を担っており、OGCS(大阪府産婦人科診療相互援助システム)やNMCS(新生児診療相互援助システム)の基幹病院、準基幹病院としてハイリスク事例を多く受け入れている。また、明石医療センターは、2015年(平成27年)度よりNICUを開設し、兵庫県播磨地区の周産期医療の中核病院となっている。各施設では、助産の質向上、より良い分娩を目指して2007年(平成19年)より院内助産システム(助産師外来、院内助産所)を導入している。

助産師教育では、専門職としての自律心、協力・協働できる和の精神を持ち、また正常経過からハイリスクまで周産期にかかわる全ての状態に対して適切な判断・ケアができる助産師の養成に取り組み、1997年(平成9年)の開設以来、卒業生272名が誕生している。そのうち、228名(83.8%)は社会医療法人愛仁会で助産師としてスタートしている。卒業後は、社会医療法人愛仁会を中心とした周産期医療の中核病院における助産師の役割を認識し、将来的にはどのような場所でも自律した助産が行え、時代に即した助産を追求し実践できる専門職業人の育成を目指している。

Ⅲ 専修学校／専門学校に対する第三者評価結果

1. 第三者評価結果

愛仁会看護助産専門学校助産学科は、一般財団法人日本助産評価機構が定める専修学校／専門学校の第三者評価基準に適合していると認定する。

2. 総評

第1章 教育の目的

教育理念は「自主性と和の精神をもって、人々の健康で豊かな生活に貢献する助産師を養成する」とあり、教育目的は「高い倫理観と使命感を持ち、広く社会に貢献できる助産師を育成することを目指す」である。5つの教育目標を掲げ、教育目標を具体化するために、期待される卒業生像から12項目を提示し、教育課程に反映している。

助産学を学び助産師を目指す学生に対して、教育環境を整えかつそれを活かし、社会のニーズに対応できる専門職業人を育成するという目的に適った教育が実施され成果を上げている。

第2章 教育課程

教育内容は、指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置されており、授業科目は32単位で構成されている。基礎助産学は8科目8単位、助産診断・技術学は10科目10単位であり、それぞれ指定規則より2単位多く配置されている。地域母子保健は、1科目1単位、助産管理は、2科目2単位であり、助産学実習は8科目11単位を配置している。基礎助産学と助産診断・技術学を2単位ずつ多く配置していることで、入学前の看護技術経験が減少しているにもかかわらず、助産技術の到達度を維持することができ、実習評価において成果を得ている。またNCPR（新生児蘇生法）やALSO（周産期救急教育コース）の学習を取り入れ、周産期における救急時の対応の教育を充実させて、教育の特徴としている。

講義・演習・実習とも学生数に対し、指導者の人数が潤沢に確保されており、少人数での授業展開も可能になっている。

講義・演習では、アクティブラーニングを多く取り入れ、科目の到達度にあわせて、様々な教育技法を用いて行われ、事例を通じた体験学習や問題解決学習等も組み込んでいる。学習方法のオリエンテーションは随時行われ、学習目標の明確化を図っている。

臨地実習科目すべてにおいて、実習目標や実習内容は、STUDY GUIDEに詳細に記載され、学生に示されている。フローチャートを用いて具体的行動のイメージ化を図り、科目の目的達成に効果をあげている。学生の実習指導には実習指導責任者、科目担当者、教員が関わり、学生の到達状況を把握し、学生個々の能力レベルに応じた指導体制がとられ、実習評価をしている。実習病院3施設とも実習指導責任者が複数名配置され、教員は専任で各施設に配置されている。

第3章 入学者選抜

入学者選抜については、「学則および諸規定」において規定され、具体的な選抜方法に関しては「学生募集要項」に示され、公開されている。

入学者選抜では、指定校制推薦、一般の入学試験が行われている。推薦入学試験では書類審査、小論文、面接を、一般入学試験では、学科試験、書類審査、小論文、面接とさまざまな方法が取り入れられ、多様な視点から客観的な評価をしている。

入学者数は、平成25年から定員20名を維持している。指定校制推薦制度と一般入試において補欠合格者の確保を行い、入学定員数確保の対策としている。

第4章 学生への支援体制

学生が個々の自主的な学習時間を確保するために授業時間を30時間／週とし、教員から助言が受けられる時間（Support hour）を設け、個々の学生に合わせた個別学習支援体制が整えられている。学生に対する経済的支援は、母体である法人から奨学金や授業料補助が行われている。学生生活に関する相談はカウンセラーが配置されており、支援体制は整備されている。

進路選択については、個人面談の機会を設け、進路に関する相談・助言の体制を整え、学生の希望や状況に応じた進路を選択できるようにしている。学習継続が行なえず退学をする学生においては、看護職として勤務できるよう支援している。

第5章 教員組織

教員の採用および昇任に関しては、社会医療法人愛仁会本部が中心になり、採用人数を調整した上での採用を行っている。教育主事を含む5名の専任教員は、専任教員として必要な研修を終了し、教育上の指導能力があると認められている。各教員は助産師歴9～13年の実務経験もあり、助産に関する実務上の知識・能力、経験を有している。各教員の担当学科科目は、2～4科目、年間45～59時間で、実習では、各病院担当の教員を固定して、5名の教員が全科目の実習に関わっている。

学内においては、平成27年度、「教員のキャリア開発支援」としてプロジェクトを立ち上げ、教員の能力開発、教育の質向上に取り組んでいる。

第6章 施設・設備および図書館等

助産学科の教室・実習室（診察室、分娩室）は建物5階に設けられ、広さ、スペースも充分である。図書室は看護学科と共用で、使用時間は7:30～19:30である。専任教員室は、看護学科の教職員と一体になっており、個室や研究室は確保されていない。現状では個別の研究室確保は難しく、必要時面談室等を活用している。

学生が演習時に活用する実習室は、分娩台、分娩介助用器械器具、分娩介助モデル、内診モデル、新生児モデル、妊産婦腹部触診モデル等、学生数に比して十分な個数が整備され、DVD等活用しながらいつでも学べるように環境を整えている。

第7章 管理・運営

財務基盤については、設置者である社会医療法人愛仁会の経済的支援により、安定し

た運営が行われている。

収支予算案は、前々年度実績、前年度予算・実績予測から計画されており、27年度以降は看護学科全学年の定員が80名になるので、実績をもとに中期的な予算を作成していく予定である。

第8章 情報の公開・説明責任

教育活動等の状況については、印刷物の刊行およびホームページへの掲載を通じて、社会に対し情報が提供されている。しかしホームページの管理が社会医療法人愛仁会の法人本部でされており、ホームページ作成ルールに制約があり、タイムリーな更新が困難である。

3. 長所および改善を要する点のまとめ

<長所>

- 1) 助産管理の中で災害時の助産管理については、平成23年の指定規則の改正前から独自の教育として早くから教育内容に取り入れ、教育実績をあげている。(基準2-1-2)
- 2) 演習時から臨床指導者が関わることができている。臨地実習では実習指導責任者、科目別担当者、日々の指導者という実習指導体制がどの実習施設でも確立しており、教員との連絡等も円滑に行われている。(基準2-2-2)
- 3) 分娩介助に関する実習経験のみならず、妊婦、褥婦、新生児の健康診査も取り入れ、多様な対象への経験を実践している。実習方法では、学生が臨地で自ら行動がとれ、実習指導者とも調整ができるよう実習フローチャートで示す工夫がされている。(基準2-3-1)
- 4) 実習指導責任者は病院で任命され、この責任者を中心に臨地実習指導体制を三層構造(実習指導責任者、科目別担当者、日々の指導者)で整えられており、さらに非常勤指導者21名を加え、3つの実習施設間での学生の到達状況の差がないように配慮されている。(基準2-3-2)
- 5) 実習科目の目的に合致した実習病院が確保されており、実習病院の3施設とも、助産学実習施設として十分な分娩数を有し、地域の周産期医療の中核的役割も担っている。かつ院内助産も開設して、助産師独自の役割が発揮できる活動も行っている。(基準2-3-6)
- 6) 分娩介助技術習得のために必要な機材が学習者数に比して種類、数共に十分整えられているだけでなく、さらに実践力の向上のために超音波トレーニングシミュレーターの設置やシミュレーションラボでの救急事例を設定した演習ができるよ

う、教員・指導者数も十分な教育環境が整えられ、活用できるように整備している。(基準6-2-1)

<改善を要する点>

- 1) 看護学科と共通の教育目的は掲げられているが、助産学科としての独自の教育目的を掲げ、教育目標との連動を図ることが望まれる。(基準1-1-3)
- 2) カウンセリング窓口とハラスメント相談窓口が同じであり、学生のプライバシー保護のためにはそれぞれが別の第三者による相談が望ましい。(基準4-2-2)
- 3) 助産教育目的や教育課程等についてはタイムリーな情報発信をすることが望ましい。(基準 8-1-1)

IV 専修学校／専門学校各基準における評価結果

第1章 教育の目的

1-1 専修学校／専門学校の教育目的

基準1-1-1

専修学校／専門学校においては、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

<根拠>

自主性と和の精神をもって、人々の健康で豊かな生活に貢献する助産師を養成するという教育理念のもと、母体である社会医療法人愛仁会の各地域の周産期母子医療センターでの役割を果たせる助産師を育成することを目的としている。教育目的では「高い倫理観と使命感を持ち、広く社会に貢献できる助産師を育成することを目指す」としており、5つの教育目標 1. 女性に寄り添い、安全なケアの提供が行えるために診断に基づいた実践力を養う、2. 自然を重んじ、周産期における自律したケアを実践するために、正常経過の診断およびその逸脱の判断ができる能力を養う、3. 女性の性と生殖をめぐる生涯の健康上の課題に対し、主体性を尊重した自己決定を促す支援を継続的に行える能力を養う、4. 次世代健全育成のため安心して子どもを産み育てる環境を整え、保健医療福祉チームの一員として他職種と連携・協働が行える能力を養う、5. 女性と子ども、家族を尊重する倫理観を養い、専門職としての責務を果たし、自律する能力を養う、を明示している。更に、教育目標を具体化するために、期待される卒業生像から12項目の到達目標を掲げ、目標と教育内容を連動させながら教育課程に反映している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準1-1-2

専修学校／専門学校においては、その教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

<根拠>

「教育理念・教育目的」を、日常から学生の目に触れる場所(教室前)にパネルにして掲示している。看護・助産教育の目的は学内に周知し、オープンキャンパスや学校説明会、ホームページを通して、学外に公表している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 1-1-3

専修学校／専門学校においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

<根拠>

看護学科と共通の教育目的「看護専門職としての知識と技術を教授し、高い倫理観と使命感を持ち社会に貢献できる看護師、助産師を育成する」に基づき、助産学科の5つの教育目標が掲げられ、その目標に即した教育内容が教科目になっている。

高い倫理観の育成では、「助産学概論」「生命倫理学」「助産管理学」等の周産期の安全を中心とした基礎科目を置き、「助産診断・技術学」「助産学研究」で助産師の実践に関する倫理を教育している。

助産師としての使命感の育成では、最新のエビデンスに基づいた知識の獲得、さまざまなニーズを充足するための技術の習得、より良いケアのための自己研鑽の必要性を示し、助産師の責任範囲、安全な出産（ケア）の保障そのものが助産師の使命であることを教育している。

社会貢献できるという目的達成のためには、卒後も助産師として就業し、将来的にどのような場でも助産師として働き続けられるように、実習を通して具体的な事故やその対応を学び、自己理解と他者を気遣うコミュニケーション等を育成している。

教育成果としては、卒業生の大多数が助産師として就業しており、卒業年次に応じて、倫理観や使命感を持って、助産実践を行いかつ後輩の育成に携わっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

看護学科と共通の教育目的は掲げられているが、助産学科としての独自の教育目的を掲げ、教育目標との連動を図ることが望まれる。

第2章 教育課程

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育内容は指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置されていること。

<根拠>

教育内容は、指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置されている。基礎助産学は「助産学概論」「助産学研究」「生命倫理学」「性と生殖の基礎科学」「乳幼児成長発達論」「母子の心理・社会学」「母子の健康科学」「人間関係論」の8科目8単位で、指定規則より2単位多く配置されている。助産診断・技術学は、「助産診断技術学Ⅰ」「助産診断技術学Ⅱ」「助産診断技術学Ⅲ」「助産診断技術学Ⅳ」「助産診断技術学Ⅴ」「助産診断技術学Ⅵ」「助産診断技術演習」「助産診断技術方法論」「健康教育論」「ウィメンズヘルス論」10科目10単位であり、指定規則より2単位多く配置されている。地域母子保健は、「地域母子保健」1科目1単位、助産管理は、「助産管理学」「周産期の医療安全」2科目2単位である。助産学実習は「分娩実習Ⅰ」「分娩実習Ⅱ」「助産診断技術実習Ⅰ」「助産診断技術実習Ⅱ」「継続事例実習」「周産期ハイリスク実習」「助産管理実習」「地域実習」の8科目11単位を配置している。

基礎助産学を2単位多く配置していることで、保健指導にかかわる実習評価では、「一人でできる」割合が増えるなどの結果を得ている。助産診断技術学を2単位多くしていることでは、入学前の看護技術経験が減少しているにもかかわらず、助産技術の到達度を維持することができている。また NCPR（新生児蘇生法）や ALSO（周産期救急教育コース）の学習を取り入れ教育の特徴としている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

<根拠>

カリキュラム編成においては、授業科目はすべて必修科目であり、学生が系統的・段階的に行えるよう配置されている。

前期には「基礎助産学」「助産診断・技術学」の講義・演習、「助産学実習」の科目では、正常な妊産褥婦および新生児の実習が行われている。後期には正常な分娩介助実習に加え、ハイリスクの妊産褥婦および新生児を対象とした実習や、地域母子保健・助産

管理の実習が行われている。

これらの科目の時期および内容は、学生に対し授業内容・方法・履修要件等について、STUDY GUIDE（シラバス） - 助産学科 - で明示されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

助産管理の中で災害時の助産管理については、平成 23 年の指定規則の改正前から独自の教育として早くから教育内容に取り入れ、教育実績をあげている。

基準 2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数・時間数との関係において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に照らして適切であること。

<根拠>

授業科目における授業時間の設定は指定規則に照らし、32 単位 990 時間、それに加え特別教育活動として 60 時間が設定されており、計 1,050 時間となっている。夏季休暇 3 週間、冬季休暇 2 週間、2 月に 1 週間の休暇を設け、合わせて 6 週間の休暇としている。実習中も 1 週間 30 時間の授業時間の設定がされており、学生、教員とも休日の確保ができています。

<評価結果>

評価基準に適合している。

2-2 教育方法

基準 2-2-1

専修学校／専門学校においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

<根拠>

講義・演習・実習とも学生数に対し、臨床指導者の参加も得て、指導者の人数が潤沢に確保されており、少人数での授業展開も可能になっている。

講義・演習では、アクティブラーニングを多く取り入れ、科目の到達度にあわせて、グループディスカッションやグループワーク、事例を通じた体験学習や問題解決学習等を組み込んでいる。演習後の自己学習や技術確認で反復学習できるよう、DVD 教材を作

成し活用している。

助産学実習では1グループ4人の学生数とし、それぞれに実習指導者が1名以上配置されている。教員は3施設おのおの専属で担当し、実習指導を行っている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準2-2-2

専修学校／専門学校における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学修を充実させるための措置が講じられていること。

<根拠>

効果的に授業が履修できるよう、臨床指導者が演習等への参加し、その実践が臨地実習に直接活かされるよう工夫されている。

学生が目標達成できるよう学習方法のオリエンテーションを随時行い、学習目標の明確化を図っている。さらに授業時間を30時間／週として自己学習時間を確保し、学生自らが教員に相談・助言・指導が得られるよう、1対1の指導体制を整えている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

演習時から臨床指導者が関わることができている。臨地実習では実習指導責任者、科目別担当者、日々の指導者という実習指導体制がどの実習施設でも確立しており、教員との連絡等も円滑に行われている。

2-3 実習指導体制

基準2-3-1

臨地実習科目の履修については、専修学校／専門学校の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

<根拠>

臨地実習科目すべてにおいて、実習科目概要として、実習目標、実習内容が詳細に記載され、学生に示されている。さらに具体的な行動をフローチャートで示して、イメージ化を図り、科目の目的達成の効果をあげている。実習科目として「継続事例実習」があり、妊娠中期から産後1か月までの対象を受け持ち、妊産褥婦・新生児およびその家族

の日常生活に応じた個別的なケアを考え実践する体制が整えられている。

また、実習での経験項目では継続事例や直接分娩介助 10 例のほかに間接介助 7 例、出生直後の新生児ケア 7 例、妊婦の健康診査とケア 10 例、褥婦と新生児の健康診査とケアでは前期に 2 例、後期には一度に複数例を 4 日間受け持つ経験を課している。さらに母子の産後健診とケア 8 例等を実習するよう示されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

分娩介助に関する実習経験のみならず、妊婦、褥婦、新生児の健康診査も取り入れ、多様な対象への経験を実践している。実習方法では、学生が臨地で自ら行動がとれ、実習指導者とも調整ができるよう実習フローチャートで示す工夫がされている。

基準 2-3-2

科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

<根拠>

学生個々の能力レベルに応じた指導体制においては、日々の実習担当者がその日の学生の実習について評価表の採点とコメントの記載を行っている。それらを基に実習指導責任者、科目担当者、教員が学生の到達状況を把握し、課題（アセスメント・診断力、ケア・技術実践力、専門職としての姿勢）を明確にした上で、その後の実習について指導方針を立てている。

最終的な実習評価についても、この三者で検討し実施している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

実習指導責任者は病院で任命され、この責任者を中心に臨地実習指導体制を三層構造（実習指導責任者、科目別担当者、日々の指導者）で整えられており、さらに非常勤指導者 21 名を加え、3 つの実習施設間での学生の到達状況の差がないように配慮されている。（基準 2-3-2）

基準 2-3-3

専修学校／専門学校は、臨地実習を履修する実習施設に、専修学校／専門学校の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

<根拠>

3施設とも実習指導責任者が各病棟に1人配置され、他に実習指導者が3名以上配置されている。

実習指導責任者は、副主任以上の役職者もしくは同等の経験を有する指導能力のある助産師が任命されており、学生指導に関われるような業務調整が図られている。実習指導者は、都道府県主催の実習指導者講習会のほか、社会医療法人愛仁会主催の臨地実習指導者研修会を受講している。また学校主催の臨地実習指導者講演会にも参加をしている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

<根拠>

「分娩実習Ⅰ・Ⅱ」「助産診断技術実習Ⅰ・Ⅱ」「継続事例実習」はそれぞれ年間1000～1600の分娩件数がある3病院に学生19人を配置している。さらにグループダイナミクスが発揮されるように学生の年齢、看護師経験、自宅との距離等を考慮している。実際の分娩介助例数は初産の平均が6.1例、経産の平均が3.9例で実習の目的を達成している。継続事例実習では妊娠中期から産後1か月までの妊産婦を受けもって、妊婦健診、分娩介助、入院中の母子のケア、産後の家庭訪問等のケアを行っている。

「助産管理実習」は大阪府内の4施設の助産所で2～3人ずつ分かれて行い、「地域実習」は大阪府下の保健所および市保健センター3箇所にて5～6人ずつ分かれて、実習している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-5

専修学校／専門学校では、実習施設および実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

<根拠>

臨地実習指導者会議や実習前の実習計画説明、実習後の報告など学校と実習施設の連携は取れている。さらに演習時には実習施設の助産師の参加を得て行われ、学生は実習のイメージを高めることができ、指導者は学生のレディネスの把握をすることができている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-3-6

専修学校／専門学校は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

<根拠>

実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設の確保については、各実習施設のベッド数、助産師数及び経験年数、産科の活動方針や助産活動の基準と手順を確認し、現在の学生への教育内容に応じた実習の適否を考慮して、施設の確保がなされている。実習 3 施設は A 施設 292 床、分娩件数約 1500 件／年、B 施設は 477 床、分娩件数約 1500 件／年 C 施設 382 床、分娩件数約 1000 件／年であり、各施設が院内助産を開設し、ローリスクの事例を扱い、助産師独自の役割を発揮する活動を行っている。上記分娩件数のうち院内助産での分娩数（年平均）はそれぞれ A 施設 265 件、B 施設 200 件、C 施設 40 件となっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

実習科目の目的に合致した実習病院が確保されており、実習病院の 3 施設とも、助産学実習施設として十分な分娩数を有し、地域の周産期医療の中核的役割も担っている。かつ院内助産も開設して、助産師独自の役割が発揮できる活動も行っている。

2-4 成績評価および卒業認定

基準 2-4-1

学習の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

<根拠>

成績評価の基準については、学生便覧に記載されて学生に周知され、単位は運営会の議を経て認定されている。試験の実施方法は STUDY GUIDE（シラバス）と学生便覧に記載され、周知されている。

公正な成績評価のために、講義・演習等の科目の成績評価については、説明を希望する学生にはその機会を設けており、実習科目の評価については、指導者および教員が一人ひとり面談をしながら説明をする措置がとられている。

試験の実施方法は学生便覧に示され、適切な配慮がなされている

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-2

専修学校／専門学校卒業要件は、各専修学校／専門学校学則の規程を満たすものであること。

<根拠>

卒業単位数は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条及び別表二から、助産師学校養成所の指定基準である基礎助産学6単位、助産診断技術学8単位、地域母子保健1単位、助産管理2単位、助産学実習11単位、総計28単位に基づき、専修学校では基礎助産学8単位、助産診断技術学10単位、地域母子保健1単位、助産管理2単位、助産学実習11単位、総計32単位で規定を満たしている。

卒業要件は、上記の単位修得の認定を受けた者について運営協議会を経て、卒業を認定している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 2-4-3

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な教員研修等が継続的かつ効果的に実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

<根拠>

教育内容および方法の改善を図るために、教員は全国助産師教育協議会の「助産学臨床指導者および専任教員研修」「全国助産師教育協議会全国研修会」等への研修会参加や「日本助産学会」「大阪母性衛生学会」等、学会に参加している。

学生による授業評価はすべての科目に対し授業終了後に実施している。卒業時にも学校についてのアンケート評価を行い、さらに卒業年の母校訪問時に在学中の教育の成果に関するアンケートを実施している。それらの評価資料を基に、授業方法の検討・教材研究・学生指導の実際と評価に関して教員会議で検討し、その結果を実習指導者会や講師会議に報告し、教育の改善につなげる仕組みが整備されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第3章 入学者選抜

3-1 入学者選抜

基準3-1-1

専修学校／専門学校は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、専修学校／専門学校の目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

<根拠>

入学者選抜については、「学則および諸規定」、「学生募集要項」において規定され、具体的な選抜方法に関しては「学生募集要項」に示され、公開されている。

入学者選抜方法の改定等を行う場合、学内の運営会議により検討審議を行い、入試判定に関する事項については、運営協議会において承認手続きが行われている。

選抜方針およびアドミッションポリシーについては現在検討中である

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準3-1-2

入学者選抜にあたっては、専修学校／専門学校において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

<根拠>

入学者選抜では、推薦（指定校制）、一般の入学試験が行われている。推薦入学試験では書類審査、小論文、面接で、一般入学試験では、学科試験、書類審査、小論文、面接とさまざまな方法が取り入れられ、多様な視点から客観的な評価をしている。入学者選抜の内容、方法は学生募集要項およびホームページで事前に公表し、周知されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

<根拠>

入学者選抜については、入学試験実施規程、一般入学試験実施細則に基づき実施されている。細則において、評価基準を設けて評価し、合格基準に照らし、合否判定を運営

協議会において行われている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

<根拠>

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方は運営会議において定例的に検討する仕組みが維持されている。入学者選抜に関しては運営協議会の判定会議で検討が行われている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

3-2 収容定員と在籍者数

基準 3-2-1

専修学校／専門学校の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

<根拠>

平成 25 年に定員を 15 名から 20 名に増加して定員を維持している。定員に対して応募者数は 100 名以上であり、おおむね 5 倍前後の競争倍率となっている。しかし合格辞退者もあり、入学定員の 20 名を確保するために、補欠合格者を含め募集定員と入学者数のバランスを取っている。募集定員に対して著しい欠員を生じない対策として、指定校制推薦も実施されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第4章 学生への支援体制

4-1 学習支援

基準4-1-1

学生が在学期間中に学修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、専修学校／専門学校に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

<根拠>

学生が個々の自主的な学習時間を確保するために、授業時間を30時間／週とし、教員から助言が受けられる時間（Support hour）を設け、個々の学生に合わせた個別学習支援体制が整えられている。個別学習支援における教員の体制も、時差出勤制を実施し、授業後の学生支援を行うことを可能にしている。自己学習の必要な技術演習科目においても、学生個々の技術力の向上を確認する体制を整えている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

4-2 生活支援等

基準4-2-1

学生が在学期間中に学修に専念できるよう、学生の経済的支援および学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

<根拠>

学生に対する経済的支援は、母体である社会医療法人愛仁会から奨学金や授業料補助が行われており、平均70.5%の学生がこの制度を活用している。

学生生活に関する相談はカウンセラーが配置されており、支援体制は整備されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準 4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備されていること。

<根拠>

健康相談、生活相談等の相談窓口はカウンセリング窓口として独立している。しかしハラスメント相談窓口も兼ねており、学生のプライバシーの保護が十分とはいえない。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

カウンセリング窓口とハラスメント相談窓口が同じであり、学生のプライバシー保護のためにはそれぞれが別の第三者による相談が望ましい。

基準 4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

<根拠>

入学時、夏季休暇後、冬季休暇前に個人面談の機会を設け、進路に関する相談や助言の体制を整え、学生の希望や状況に応じた進路を選択できるようにしている。卒業後は100%助産師として就業している。学習継続が行えず、退学をする学生（家庭の事情・健康上の理由・学業不振等）においては、学校の母体である社会医療法人愛仁会の施設である病院や市町村保健センターなどで看護職として勤務できるよう支援している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第5章 教員組織

5-1 教員の資格と評価

基準5-1-1

専修学校／専門学校において教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として置かれていること。

- (1) 看護師等養成所の運営に関する指導要領第4の1項(2)に規定された者。
- (2) 助産に関する実務上の知識および能力、経験を有する者。

<根拠>

教育主事を含む5名の専任教員は、専任教員として必要な研修を終了し、教育上の指導能力があると認められている。さらに助産師歴9～13年の実務経験もあり、助産に関する実務上の知識・能力、経験を有している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準5-1-2

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

<根拠>

教員の採用および昇任に関しては、社会医療法人愛仁会本部が中心になり、採用人数を調整した上での採用を行っている。応募者の面接は、学校長、副学校長、法人本部看護担当理事により実施されている。また、教員の昇任については、法人本部看護部の中で審議・検討され、決定される。学内においては、平成27年度、「教員のキャリア開発支援」としてプロジェクトを立ち上げ、教員の能力開発、教育の質向上に取り組んでいる。

<評価結果>

評価基準に適合している。

5-2 専任教員の配置と構成

基準5-2-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、助産師の資格を有する専任教員が3名以上置かれていること。

<根拠>

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、助産師の資格を有する専任教員教育主事1名と専任教員4名で、専任教員3名以上置かれている。

各教員の担当学科目(講義・演習)は、2~4科目、年間45~59時間で、実習では、各病院担当の教員を固定して、5名の教員が全科目の実習に関わっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準5-2-2

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条の4項に基づき、専任教員のうち1人は教務に関する主任者が置かれていること。

<根拠>

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条の4項に基づき、専任教員5人うち1人は教務に関する主任者(教育主事)として置かれている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準5-2-3

5-2-1で規定される専任教員は、適切な担当科目に配置されていること。

<根拠>

専任教員は、適切な担当科目に配置されている。専任教員としての経験や時間数の極端な偏りがないように決定している。主に、「基礎助産学」「助産管理」を教育主事が担当し、「助産診断・技術学」を専任教員が担当している。「助産診断・技術学」の演習については、効果的に行うために他の教員も参加している。実習については、各病院担当の教員を固定して、5名の教員が全科目の実習に関わっている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第6章 施設、設備および図書館等

6-1 施設の整備

基準6-1-1

専修学校／専門学校には、その規模に応じて、教員による教育、学生の学習、その他、当該専修学校／専門学校の運営に必要な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書室、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

<根拠>

助産学科の教室・実習室（診察室、分娩室）は建物5階に設けられ、広さ、スペースも充分である。ゼミ室は助産学科専用で1室、看護学科と兼用で6室あり、他に面談室も確保されている。図書室等は看護学科と兼用で備えられている。専任教員室は、看護学科の教職員と一体になっており、個室や研究室は確保されていない。現状では個別の研究室確保は難しく、必要時面談室等を活用している。

<評価結果>

評価基準に適合している。

6-2 設備の整備

基準6-2-1

専修学校／専門学校には、教員による教育ならびに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

<根拠>

教員による教育ならびに学生を支援するのに必要な設備は整備されている。実習室には診察室と分娩室があり、分娩室には学生が「助産診断・技術学」の演習時に活用する分娩台、分娩介助用器械器具、分娩介助モデル、内診モデル、新生児モデル、乳房マッサージモデル等、学生数に比して十分な個数が整備され、DVD等活用しながらいつでも学べるように環境を整えられている。診察室には妊婦健診の演習がいつでもできるように母性総合シミュレーター（妊産婦腹部触診モデル、産褥子宮触診モデル、会陰裂傷縫合モデル）、超音波トレーニングシミュレーター、CTGモニター等が設置されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<長所>

分娩介助技術習得のために必要な機材が学習者数に比して種類、数共に十分整えられているだけでなく、さらに実践力の向上のために超音波トレーニングシミュレーターの

設置やシミュレーションラボでの救急事例を設定した演習ができるよう、教員・指導者数も十分な教育環境が整えられ、活用できるように整備している。(基準6-2-1)

6-3 図書室の整備

<基準6-3-1>

図書室には学生の学習および教員の教育のために、必要な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書室の開室時間は学生の学習および教員の教育のために、十分に確保されていること。

<根拠>

図書室は看護学科と共用で設置されており、開室時間は月～金の7時30分～19時30分である。必要な図書及び電子媒体を含む各種資料は看護学科と合わせて計画的に整備されている(専門・助産図書2976冊、専門・看護図書7820冊、雑誌52種類、助産視聴覚資料152、看護視聴覚資料439)。

電子ジャーナルについては、「医学中央雑誌 web」「最新看護索引 web 版」「科学技術情報発信・流通総合システム」等による検索を行うことができ、図書室で導入していない雑誌は他図書館から取り寄せている。

遠隔地での実習生にも図書が利用できるよう学生の図書活用が多い書籍及び実習で必要な書籍については主たる実習施設に図書の配置をしている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第7章 管理・運営

7-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、教育の管理・運営に適切に履行されてい

基準7-1-1

教育目的に沿った教育活動を適切に安定して展開するための、経常収入が継続的に確保されている。

ること。

<根拠>

財務基盤については、設置者である社会医療法人愛仁会の経済的支援により、安定した運営が行われている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

基準7-1-2

収支の状況において、収支予算及び向こう3年の財務計画が立案されている。

<根拠>

愛仁会看護助産専門学校として財務計画が立てられており、収支予算案は、前々年度実績、前年度予算・実績予測から計画されている。27年度以降は看護学科全学年の定員が80名になるので、実績をもとに中期的な予算を作成していく予定である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

第8章 情報の公開・説明責任

8-1 教育活動の情報の公表

基準 8-1-1

専修学校／専門学校における教育活動等の状況について、印刷物刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

<根拠>

教育活動等の状況については、印刷物の刊行およびホームページへの掲載を通じて、社会に対し情報が提供されている。しかしホームページの管理が社会医療法人愛仁会の法人本部でされており、ホームページ作成ルールに制約があり、タイムリーな更新が困難である。

<評価結果>

評価基準に適合している。

<改善を要する点>

助産教育目的や教育課程等についてはタイムリーな情報発信をすることが望ましい。

8-2 情報公開のための体制整備

基準 8-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

<根拠>

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備されている。

<評価結果>

評価基準に適合している。

愛仁会看護助産専門学校助産学科に対する第三者評価スケジュール

2014年

10月3日 事前説明会

2015年

1月15日 愛仁会看護助産専門学校助産学科より「専修学校／専門学校第三者評価申請書」受理

7月10日 愛仁会看護助産専門学校助産学科より「自己点検評価報告書」および必要書類の提出

7月17日～9月25日 評価チーム会議にて「調査報告書（案1）」検討

9月29日 愛仁会看護助産専門学校助産学科へ「調査報告書（案1）」送付

10月28日 愛仁会看護助産専門学校助産学科より追加資料および質問に対する回答書の提出

11月20日～11月21日 愛仁会看護助産専門学校助産学科への現地調査実施

11月22日～12月23日 評価チーム会議にて「調査報告書（案2）」検討

12月24日 評価委員会にて「調査報告書（案2）」検討

2016年

1月4日～1月9日 評価チーム会議にて「評価報告書（原案）」検討

1月14日 愛仁会看護助産専門学校助産学科へ「評価報告書（原案）」送付（報告書への意見申立て、事実誤認等の確認）

2月5日 愛仁会看護助産専門学校助産学科より「評価報告書（原案）」についての意見申立ての返送

3月3日～3月7日 評価チーム会議にて「評価報告書（原案）」の再検討

2月18日 助産教育評価部・評議会にて「評価報告書（原案）」の検討・承認

3月11日 日本助産評価機構理事会に報告

3月31日 愛仁会看護助産専門学校助産学科へ「結果報告書」の送付および公表

愛仁会看護助産専門学校助産学科提出資料一覧

調書

1. 自己点検評価報告書（様式 2）
2. 専門学校／専修学校基礎データ（様式 3）

添付資料

1. 学生募集要項
 平静 27 年度学生募集要項
2. 学校の概要を紹介したパンフレット
3. 教育内容、履修方法等を具体的に理解するうえで役立つ資料
 - ・学生便覧
 - ・STUDY GUIDE
4. 年間授業時間割表
 - ・平成 26 年度授業時間割年間計画・実施
5. 規定集
 - ・法人規定集
 - ・平成 26 年度学則および諸規定
6. 各種規定等一覧
 - ・平成 26 年度学則および諸規定
7. 独自に作成した自己点検・評価報告書
 - ・平成 26 年度愛仁会看護助産専門学校助産学科自己点検・評価報告書
8. 図書室利用ガイド等
 - ・学生便覧
9. ハラスメントの防止に関するパンフレット
 - ・キャンパス・ハラスメントガイド
10. 就職指導に関するパンフレット
 - ・就職の手引き
11. 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット
 - ・カウンセリング（学生相談）のご案内
12. その他
 - ・教育課程編成に含むべき条件
 - ・指定規則改定に伴う当校の教育目標
 - ・指定規則と対比した教育内容、単位数
 - ・教育目標と卒業時の到達目標（期待される卒業生像）との関連
 - ・教育目標と卒業時の到達目標（期待される卒業生像）と科目目標との関連
 - ・平成 26 年度助産診断・技術学教育内容別進度（実施）
 - ・平成 26 年度科目別進度表（計画・実施時間数一覧）
 - ・平成 26 年度週数別分娩介助実施状況
 - ・平成 26 年度課題・評価等計画一覧

- ・例数別分娩介助技術目標
- ・平成 26 年度臨地実習指導者会議（助産学科）計画・実績一覧
- ・平成 26 年度助産学科教員学会・研修会参加計画・実績一覧
- ・平成 26 年度助産学科教員会議年間計画・実績一覧
- ・学校説明会（入学時説明会）資料
- ・入学オリエンテーション（ガイダンス）資料
- ・面接計画・実施一覧
- ・カウンセリング計画・実施一覧
- ・施設一覧
- ・校内図
- ・収支実績表（平成 23～27 年度）

資料 1

平成 27 年度学士課程における助産師教育課程第三者評価関連委員会等名簿

平成 27 年度 一般財団法人 日本助産評価機構

役員名簿

理事長	堀内 成子	聖路加国際大学
理事	石川 紀子	総合母子保健センター愛育病院
理事	井本 寛子	日本赤十字社医療センター
理事	江藤 宏美	長崎大学大学院 医歯薬学総合研究科
理事	大石 時子	東京保健医療大学 看護学部
理事	島田真理恵	上智大学総合人間科学部 看護学科
理事	高田 昌代	神戸市看護大学 看護学科
理事	砥石 和子	杏林大学医学部附属病院
理事	中根 直子	日本赤十字医療センター
理事	春名めぐみ	東京大学
理事	平澤美恵子	元 日本赤十字看護大学
理事	山本 詩子	山本助産院
監事	小田切房子	公益社団法人日本助産師会
監事	近藤 潤子	天使大学大学院助産研究科 学校法人天使学園 理事長

(五十音順・敬称略)

助産教育評価部・評議会

教 育	恵美須文枝	亀田医療大学	教授
	濱田 悦子	日本赤十字看護大学	名誉学長
	平澤美恵子	元 日本赤十字看護大学	教授
実 践	中根 直子	日本赤十字社医療センター	師長
	武田 智子	社団法人日本助産師会 助産所部 八千代マタニティセンター武田助産院	会長 院長
	堀内 成子	聖路加産科クリニック	副所長
有識者	青野 敏博	徳島大学	名誉教授
	梶田 叡一	奈良学園大学	学長
	高岡 香	保良・高岡法律事務所	弁護士

(五十音順・敬称略)

助産教育評価部・評価委員会

担当理事	平澤美恵子	元 日本赤十字看護大学	教授
教 育	江藤 宏美	長崎大学	教授
	春名めぐみ	東京大学	准教授
	藤井ひろみ	神戸市看護大学	准教授
実 践	毛利多恵子	毛利助産院	院長
	加藤 千晶	杏林大学看護学部	准教授
	松本 弘子	東京大学医学部附属病院	主任副看護部長
有職者	河合 蘭	医療ジャーナリスト	
	斉藤麻紀子	出産・子育て支援サロン「Umi のいえ」	
	白井 千晶	静岡大学	准教授

(五十音順・敬称略)

平成 27 年度 一般財団法人 日本助産評価機構

助産専修学校/専門学校第三者評価 評価チーム

主 査	春名めぐみ	東京大学	教授
副 査	加藤 千晶	杏林大学	准教授
評価員	福丸 洋子	(独) 国立病院機構都城医療センター 附属看護学校	教育主事
(オブザーバー)	平澤美恵子	元 日本赤十字看護大学	教授

平成 27 年度 一般財団法人 日本助産評価機構

助産教育評価部・異議審査委員会

安達久美子 首都大学東京健康福祉学部 教授

岡本喜代子 社団法人日本助産師会 会長

宮澤 潤 宮澤潤法律事務所 所長

森 明子 聖路加看護大学 教授

(五十音順・敬称略)

資料 2

専修学校／専門学校第三者評価の各評価基準

第 1 章 教育の目的

専修学校／専門学校は、保健師助産師看護師養成所指定規則第 3 条に基づいて学校毎の教育目的を反映した教育を行う。専修学校／専門学校は、専門的な助産知識及び、助産技術を備え、豊かな人間性ならびに高い職業倫理等を備えた助産師を養成することにある。専修学校／専門学校は 21 世紀の社会において助産師に期待される役割を果たす人材の育成という重要な使命を担っている。

専修学校／専門学校は、目的ならびに教育目標を掲げ、その実現に向けて教育活動等を行うに必要な組織・制度を整備し、人材育成を行うことが肝要である。

この章においては、専修学校／専門学校の教育に対する価値観や使命および、それを実現するための教育目的について評価を行う。

専修学校／専門学校の目的とは、基本となる教育方針や養成すべき人材像など、当該専修学校／専門学校の構成員が一丸となって実現を目指すべき方向である。また教育目標とは、目的の実現のために設定される具体的な到達課題であり、適切な方法によってその達成度の評価が可能なものである。

1-1 専修学校／専門学校の教育目的

1-1-1

専修学校／専門学校においては、教育目的や教育目標を定め、教育課程に反映していること。

解釈指針 1-1-1-1

専修学校／専門学校の教育目的が明文化されていること。

解釈指針 1-1-1-2

専修学校／専門学校の教育目的は、専門的な助産知識及び助産技術を備え、豊かな人間性ならびに専門職業人が備えるべき高い職業倫理を備えた助産師を育成することであること。

解釈指針 1-1-1-3

専修学校／専門学校の教員は、その教育目的がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できること。

1-1-2

専修学校／専門学校においては、その教育目的を学内に周知し、学外に公表していること。

解釈指針 1-1-2-1

専修学校／専門学校の教職員・学生および学外に対して、その教育目的は WEB 等により知らされていること。

1-1-3

専修学校／専門学校においては、その教育目的に適った教育が実施され、成果を上げていること。

解釈指針1-1-3-1

専修学校／専門学校の教育の成果は、学生の学業成績および在籍状況ならびに修了者の進路および活動状況を総合的に勘案して判断されていること。

- 専修学校／専門学校の組織（表1）
- 教育上の目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専修学校／専門学校概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 教育上の目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専修学校／専門学校概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 履修モデルなど、教育課程編成のコンセプトが明示された資料
- 卒業生の進路及び活動状況（助産師国家試験の受験・合格状況、卒業生の就職先）が把握できる資料
- 卒業生の進路状況（表3-①）、卒業生の国家試験受験状況（表3-②）
- 各種資格取得状況が把握できる資料
- 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されている場合、そのデータ等

第2章 教育課程

専修学校／専門学校の教育課程は、それぞれ専修学校／専門学校の固有の教育目的に沿って教育活動等を展開し、着実に教育成果を上げることが期待されている。教育課程は、専門性が求められる助産師として必要な助産知識および助産技術等の能力を養えるよう、適切に編成されなければならない。

教育課程の編成にあたっては、専修学校／専門学校の目的ならびに教育目標にふさわしい授業科目を体系的に配置する必要がある。

専修学校／専門学校在学が十分な教育上の成果をあげるためには、履修形態に応じた適切な教育環境を整備すること、とりわけ、理論と実践を統合した教育方法を導入し、効果的に実施する体制を整えることが必要である。

学生に対しては、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示しなければならない。

成績評価ならびに単位認定にあたっては、専修学校／専門学校の目的を踏まえ、評価の公正性および厳格性を担保できる適切な仕組みを導入しなければならない。また、それらの基準および方法に基づいて成績評価や単位認定を行う必要がある。

教育目標を達成するために、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学習意欲をいっそう促進する適切な履修指導を行う必要がある。

さらに、専修学校／専門学校は、教育活動等を通じていかなる教育効果があがっているかを不断に検証することが重要である。そのためには教育効果を測定する上で有効な種々の方法を開発・活用するとともに、教育内容・方法等の改善を図るための組織的な

体制を整備し、恒常的に改善努力を行うことが必要である。

2-1 教育内容

2-1-1

教育内容は指定規則をもとに助産実践に必要な授業科目が配置されていること。

解釈指針 2-1-1-1

教育内容は、原則として（１）基礎助産学（２）助産診断・技術学（３）地域母子保健（４）助産管理（５）臨地実習（６）その他をさす。

解釈指針 2-1-1-2

専門職としての職業倫理を含む授業科目を設けていること。

2-1-2

カリキュラム編成においては、授業科目が必修科目、選択科目等に適切に分類され、学生による履修が系統的・段階的に行えるよう適切に配置されていること。

また、学生に対して、授業の内容・方法、履修要件等について、シラバスを通じてあらかじめ明示されていること。

2-1-3

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数・時間数との関係において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に照らして適切であること。

- 教育上の目的、養成しようとする助産師像等の明文化された冊子等の該当箇所（専修学校／専門学校概要、入学者選抜要項、WEB等の抜粋）
- 開講授業科目一覧（表２）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- カリキュラムが把握できる資料
- 実習内容一覧（表４）
- 授業時間割表

2-2 教育方法

2-2-1

専修学校／専門学校においては、講義・演習・実習または質疑応答・討議その他の方法による双方向的あるいは多方向的な密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 2-2-1-1

専修学校／専門学校においては、すべての授業科目について、当該授業科目の性質および教育課程上の位置づけに鑑みて、基準 2-2-1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。

解釈指針 2-2-1-2

基準 2-2-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する者全員の数を指し、次に挙げる者を含む。

- ① 当該授業科目の履修を認められている者。
- ② 当該授業科目を再履修している者。

2-2-2

専修学校／専門学校における授業は、次に挙げる事項を考慮したものであること。

(1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。

(2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 2-2-2-1

「授業時間外における学習を充実させるための措置」としては、例えば次に挙げるものが考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものであること。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。
- ③ 予習または復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設・設備および図書が備えられていること。

- 開講授業科目一覧（表2）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 予習・復習のために配布した資料等
- 成績評価のための方法と基準を示す資料
- 時間外に自習可能な施設・設備に関する資料

2-3 実習指導体制

2-3-1

臨地実習科目の履修については、専修学校／専門学校の目的を達成するために必要な実習の内容と方法が具体的に示されていること。

解釈指針 2-3-1-1

臨地実習の具体的な内容や方法が、実習要綱に明文化され、学生と教員の双方に配布され、更に各実習施設にも常置されて、その内容や方法が周知されるよう努めていること。

解釈指針 2-3-1-2

実習要綱は、定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていること。

2-3-2

臨地実習科目の履修に際しては、学生個々の能力レベルに応じた指導体制の配慮がなされていること。

2-3-3

専修学校／専門学校は、臨地実習を履修する実習施設に、専修学校／専門学校の目的を達成するために、1名以上の適切な指導能力を有する実習指導者が配置されていること。

解釈指針 2-3-3-1

「実習指導者」とは、実習施設において学生の実習指導を行う助産師とする。この者には、実習施設に所属する助産師のほか、臨床教授等、および専修学校／専門学校が必要に応じて採用する非常勤の助産師（TA等）が含まれる。

解釈指針 2-3-3-2

「適切な指導能力を有する実習指導者」とは、助産についての相当の学識経験を有し、かつ、原則として適切な実習指導者の研修を受けたものであること。

2-3-4

各実習施設に同時に配置する学生数は、当該実習施設の規模に応じ、実習の目的を達成するにふさわしい数であること。

解釈指針 2-3-4-1

「実習の目的を達成するにふさわしい数」とは、実習施設で対象となる妊産婦・褥婦・新生児の数に鑑み、実習の到達度が保証される学生の配置数をいう。

2-3-5

専修学校／専門学校では、実習施設および実習指導者と連携をとり、実習内容の質の向上に努めていること。

解釈指針 2-3-5-1

専修学校／専門学校と実習施設の間で実習連絡会議や実習指導者相談会などが組織されており、定期的に公的な話し合いがもたれていること。

解釈指針 2-3-5-2

実習内容の質の向上に向けて、学内外の実習指導者の研修を促していること。

2-3-6

専修学校／専門学校は、実習科目の目的に合致した助産活動を行っている実習施設を確保していること。

- 開講授業科目一覧（表 2）
- 実習内容一覧（表 4）
- シラバスの授業計画、科目概要など授業内容を示した箇所
- 授業時間割表
- 実習要綱
- 個々の学生の背景に応じた配慮がなされていることが明示されている資料（会議資料等）
- 実習科目別実習施設一覧（表 5）等実習受け入れ先等実施状況が把握できる資料
- 実習施設別概要：設備備品の整備等（表 6）
- 学生定員及び在籍学生数（表 7）

2-4 成績評価および卒業認定

2-4-1

学習の成果に係る評価（以下「成績評価」という）が、学生の能力および資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って、公正に成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 2-4-1-1

基準2-4-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針2-4-1-2

基準2-4-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。

- ① 成績評価について説明を希望する学生に対して、説明の機会が設けられていること。
- ② また、そのことがシラバス等に明文化されていること。
- ③ 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針2-4-1-3

基準2-4-1(3)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験(いわゆる再試験)についても厳正な成績評価が行われていること。また、該当学期の授業につき一定のやむを得ない事情により筆記試験を実施することができなかった者に対して行われる試験(いわゆる追試験)について、受験者は不当な利益または不利益を受けることのないように配慮されていることなどを指す。

2-4-2

専修学校／専門学校の卒業要件は、各専修学校／専門学校学則の規程を満たすものであること。

解釈指針2-4-2-1

卒業の設定に必要な卒業単位数は、専修学校／専門学校が適切に設定する。

2-4-3

教育内容および方法の改善を図るために、組織的な教員研修等が継続的かつ効果的に実施されていること。

また、学生および教員による授業評価が組織的に実施されていること。学生による授業評価、教員評価等を総合的に判断し、その結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。

解釈指針2-4-3-1

学生による授業評価および教員による授業評価に加えて、就職先等からの評価を実施することが望ましい。

- 成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての設定、成績評価で考慮する要素が明示された規則等
- シラバスの成績評価内容を示した箇所
- 実際の各科目成績評価の分布状況が把握できる資料
- 各種試験(期末試験、再試験、追試験等)の実施要領、実施状況が把握できる資料
- 卒業に必要な単位数、要件等に関して定めた規則

第3章 入学者選抜

専修学校／専門学校は、それぞれの専修学校／専門学校の目的ならびに教育目標を達成することができるよう、適切な入学者選抜の方針を定め、それに基づいて適切かつ公

正に学生を受け入れなければならない。さらに専修学校／専門学校は、教育効果を高めるために、入学者選抜の方針・方法等について不断に検証し、その改善・向上に努めることが必要である。

3-1 入学者選抜

3-1-1

専修学校／専門学校は、入学者選抜について、公平性、透明性、多様性の確保を前提とし、専修学校／専門学校の目的に照らして、適切な選抜方針、選抜基準および選抜手続きを明確に規定し、公開していること。

解釈指針3-1-1-1

専修学校／専門学校には、入学者の能力等の評価、その他の入学者選抜に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針3-1-1-2

入学志願者に対して、当該専修学校／専門学校の目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等について、事前に周知するように努めていること。

3-1-2

入学者選抜にあたっては、専修学校／専門学校において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針3-1-2-1

入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。
また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-1-3

入学者選抜が入学者選抜の基準および手続きに従って実施されていること。

3-1-4

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されていること。

- 入学者選抜業務に関する体制（実施体制）等に関して定められた規則
- 入学者選抜に関する情報の公表・周知の状況が把握できる資料（刊行物の配布先・配布数・WEBの利用状況等）
- 入学者選抜要項
- 過去3年間の入学試験問題
- 入学者選抜の審査基準に関して定めた規則
- 入学試験成績の開示に関する資料
- 入学者選抜に関する体制等の見直しながなされていることが解る会議資料、議事録等

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1

専修学校／専門学校の在籍者数については、収容定員に対して著しい欠員ないし超過が恒常的なものにならないよう対応等が講じられていること。

解釈指針3-2-1-1

基準3-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員数をいう。また、同基準に規定する「在籍者」には、休学者を含む。

解釈指針3-2-1-2

在籍者数が収容定員に対して著しい欠員ないし超過になった場合には、かかる状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

- 学生定員及び在籍学生数（表7）
- 志願者・合格者・入学者数の推移（表8）
- 留年者・退学者数（表9）
- 専修学校／専門学校の実務に関する委員会の議事録等

第4章 学生への支援体制

専修学校／専門学校は、それぞれの目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生の心身の健康や経済状況等に関する相談・支援体制等の学習環境を整備することを通じて、学生生活に適切に配慮しなければならない。

4-1 学習支援

4-1-1

学生が在学期間中に学習に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、専修学校／専門学校の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制の整備が十分になされていること。

解釈指針4-1-1-1

履修指導においては、専修学校／専門学校が掲げる目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

- 説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況が把握できる資料
- 説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況が把握できる資料

4-2 生活支援等

4-2-1

学生が在学期間中に学習に専念できるよう、学生の経済的支援および学生生活に関する相談・助言や支援体制が整備されていること。

解釈指針4-2-1-1

専修学校／専門学校は、多様な措置（奨学金、卒業生等の募金、他の団体等が給付または貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていること。

4-2-2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制が整備されていること。

4-2-3

学生の能力および適性、志望に応じて、主体的に助産の専門家としての進路を選択

できるように、必要な情報の収集、提供、および指導・助言体制が整備されていること。

解釈指針 4-2-3-1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口を設置するなど、支援体制が整備されていること。

- 奨学金や教育ローンなどの募集要項、規則、利用実績が把握できる資料（表 10）
- 授業料等減免の状況に関する資料（表 11）
- 相談・助言、支援体制の整備状況に関する資料
- 学生の健康相談、学習相談等の利用状況や具体的事例が把握できる資料
- 各種ハラスメント等に対応するための資料
- 進路説明会、進路指導などの進路選択に関する資料

第 5 章 教員組織

専修学校／専門学校は、それぞれの目的および教育目標を達成することができるよう、適切な教員組織を設けるとともに、これにふさわしい教員を配置することが必要である。また、専修学校／専門学校は、将来にわたり教育活動等を維持するに十分な教育能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するために、透明性のある手続きを定め、その公正な運用に努めなければならない。

5-1 教員の資格と評価

5-1-1

専修学校／専門学校において教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として置かれていること。

- (1) 看護師等養成所の運営に関する指導要領第 4 の 1 項の(2)に規定された者。
- (2) 助産に関する実務上の知識および能力、経験を有する者。

5-1-2

教員の採用および昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

- 教員組織等（表 12、表 13、表 14、表 15、表 16、表 17）
- 開講授業科目一覧（表 2）
- 教員の採用及び昇任に関する資料等
- 授業評価アンケートを行っている場合、そのデータ等
- 定年の定めがある場合、その内容を記入した資料

5-2 専任教員の配置と構成

5-2-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、助産師の資格を有する専任教員が 3 名以上置かれていること。

解釈指針 5-2-1-1

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条の4項に基づき、専任教員は3人以上であること。
学生定員が20人を超える場合には学生が20人を増すごとに1人増員することが望ましい。

解釈指針 5-2-1-2

各教員の担当科目数や担当時間数について、極端な偏りがないよう配慮こと。

5-2-2

保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条の4項に基づき、専任教員のうち1人は教務に関する主任者が置かれていること。

5-2-3

5-2-1で規定される専任教員は、適切な担当科目に配置されていること。

教員組織等（表12、表13、表14、表16、表17）

第6章 施設、設備および図書館等

専修学校／専門学校は、それぞれの教育目的ならびに教育目標を達成することができるよう、学生数・教員数の組織規模等に応じて、適切に施設・設備を整備するとともに、教育活動等に必要な図書などの資料を整備する。

専修学校／専門学校は、コンピュータその他の情報関連設備を含めて、教育形態に対応する設備を整える必要がある。

6-1 施設の整備

6-1-1

専修学校／専門学校には、その規模に応じて、教員による教育、学生の学習、その他、当該専修学校／専門学校の運営に必要な種類、規模、質および数の教室、演習室、実習室、自習室、図書室、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-1

教室、演習室、実習室は、当該専修学校／専門学校におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質および数が備えられていること。

解釈指針 6-1-1-2

教員室は、教員が授業の準備等ができる個室や研究室が確保されていることが望ましい。非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。また、校舎は独立した建物であることが望ましい。

専修学校／専門学校管理の施設の概要・見取り図等

講義室・演習室の面積・規模（表15）

専任教員室（表16）

6-2 設備の整備

6-2-1

専修学校／専門学校には、教員による教育ならびに学生を支援するのに必要な設備

が整備されていること。

- 専修学校／専門学校管理の施設の概要・見取り図等
- 講義室・演習室の面積・規模（表15）
- 専任教員の教員室（表16）
- 教育のための機器・備品の数（表17）

6-3 図書室の整備

6-3-1

図書室には学生の学習および教員の教育・研究のために、必要かつ十分な図書および電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。図書室の開室時間は学生の学習および教員の教育・研究のために、十分に確保されていること。

- 図書室案内・利用規程等
- 図書室に携わる職員に関する資料
- 図書・資料の所蔵数（表18）

第7章 管理・運営

専修学校／専門学校は、教育目的に沿った教育活動を組織して、将来にわたって適切かつ安定した資産を有することが必要である。また危機管理として、予測不能な外的環境の変化などに対し、適当な自己資金(資金・資産)なども保有しておくこと。管理・運営では、教育目的に応じた予算配分の方針が策定され履行することが必要である。

7-1

適切かつ安定した財務基盤を有し、教育の管理・運営に適切に履行されていること。

解釈指針7-1-1

教育目的に沿った教育活動を適切に安定して展開するための、経常収入が継続的に確保されている。

解釈指針7-1-2

収支の状況において、収支予算及び向こう3年の財務計画が立案されている。

第8章 情報の公開・説明責任

専修学校／専門学校は、透明性の高い運営を行うとともに、自らの諸活動の状況につき、社会に対し積極的に情報公開に努め、その説明責任を果たすことが必要である。

8-1 教育活動等の情報の公表

8-1-1

専修学校／専門学校における教育活動等の状況について、印刷物の刊行およびウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

解釈指針 7-1-1-1

教育活動の状況については、当該専修学校／専門学校の目的、教育課程、教員組織等について公表されていること。

- 教育活動等の状況を掲載した刊行物、WEB 等

8-2 情報公開のための体制整備

8-2-1

学内外からの要請による情報公開のための規程および体制が整備されていることが望ましい。

- 情報公開のための規程および体制の整備について明示されている資料

附 則

本評価基準は、平成 20 年 4 月 8 日に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた本機構が、平成 23 年 10 月 1 日（理事会）を制定日とし、施行する。



「平成 27 年度専修学校/専門学校 第三者評価 評価報告書」

一般財団法人 日本助産評価機構

〒170-0002 東京都豊島区巢鴨 1 丁目 24-1
第 2 ユニオンビル 4 階

Tel : 03-5981-9824 / Fax : 03-5981-9852

E-mail : g028jime-mng@ml.gakkai.ne.jp

URL : <http://www.josan-hyoka.org/>

平成 28 年 3 月 31 日 発行